

令和8年度 奨学生を募集します

－貸与月額改正・償還免除制度を開始－



経済的な理由により進学が困難な方へ、無利子で奨学金を貸与します。なお、4月から貸与月額と償還期間を拡充するとともに、新たに償還免除制度を開始します。

－貸与月額と償還期間－

	貸与月額				償還期間
変更前	①大学 37,000円以内	②短大 27,000円以内	③高専・専修 (専門)学校 16,000円以内	④中等教育(後期) ・高校・専修(高等) 9,000円以内	大学卒業後7年以内、 大学以外は5年以内
変更後	50,000円以内	40,000円以内	30,000円以内	25,000円以内	学校を卒業後、 10年間の均等償還

－償還免除【新設】－

学校を卒業後、白糠町で就業した場合、1年毎に償還の一部(1年分)を免除し、5年後に全額を免除とする制度です。奨学生の申し込みとは別に、申請が必要です。詳細は教育委員会まで問い合わせください。

－申請期限－ **3月2日**(月)～**31日**(火)

－申し込み－

役場2階14番教育委員会窓口にある申請書類を提出してください。また、推薦書や健康診断書などの提出書類がありますので、お早めに申し込みください。

問合せ先／教育委員会管理課総務係 ☎ 2-2171 内線 (263・264)

坂の丘公苑墓地樹木葬の区画を新たに整備しました

第1区165区画の樹木葬墓所が全て使用許可済みとなったことから、新たに第2区に99区画の樹木葬墓所を整備しました。樹木葬墓所の使用を希望する方は下記のとおり予約をしてください。

受付開始日 **3月16日**(月) 8時30分～

会場 役場1階1番町民サービス課窓口(初日は役場のロビーで受付)

- 条件
- ・墓地を使用する本人であること。
 - ・焼骨の埋蔵予定があること。
 - ・町内の墓地で他に使用している区画がないこと。ただし、既に区画を使用している場合は、墓じまいの予定があること。

※「予約」は墓地の使用を許可する手続きではありません。4月13日(月)以降に「墓地使用許可申請」の手続きが必要となります。詳細は、予約時に説明をします。

※事前に現地を確認してください。

墓地使用料 **250,000円**

※生前、町内に住所を有したことがない方の焼骨を埋蔵しようとする、町内に住所を有したことがない方は1.5倍の375,000円となります。

問合せ先／町民サービス課生活環境係 ☎ 2-2171 内線 (517)

